

一般乗合旅客自動車運送事業

運送約款

鹿児島市交通局

鹿児島市交通局
一般乗合旅客自動車運送事業運送約款

運輸省告示第 49 号
昭和 62 年 1 月 23 日
一部改正 運輸省告示第 626 号
平成 3 年 11 月 20 日
一部改正 運輸省告示第 149 号
平成 9 年 3 月 24 日
一部改正 運輸省告示第 140 号
平成 11 年 3 月 10 日
一部改正 運輸省告示第 395 号
平成 12 年 12 月 21 日
一部改正 国土交通省告示第 42 号
平成 14 年 1 月 31 日
一部改正 九運旅一第 700-2 号
平成 17 年 3 月 25 日
一部改正 九運旅一第 575 号
平成 18 年 2 月 27 日
一部改正 国土交通省告示第 569 号
平成 20 年 5 月 12 日
一部改正 九運旅一第 652 号
平成 23 年 2 月 25 日
一部改正 九運旅一第 643 号
平成 26 年 3 月 25 日
一部改正 九運旅一第 405 号
令和元年 9 月 24 日
一部改正 九運旅一第 300 号
令和 5 年 10 月 1 日
一部改正 九運旅一第 279 号
令和 6 年 10 月 7 日

〔目次〕

第 1 章 総則〔第 1 条、第 2 条〕

第 2 章 旅客運送

第 1 節 運送の引受け〔第 3 条－第 6 条〕

第 2 節 乗車券類の発売と効力〔第 7 条－第 17 条〕

第 3 節 運賃及び料金〔第 18 条－第 22 条〕

第 4 節 旅客の特殊取扱い〔第 23 条－第 39 条〕

第5節 手回品〔第40条―第41条〕

第3章 責任〔第42条―第46条〕

第4章 連絡運輸・共通乗車

第1節 連絡運輸〔第47条―第50条〕

第2節 共通乗車〔第50条〕

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 当局の経営する一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当局がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第2条 旅客は、当局及び受託者（道路運送法第35条に規定により当局の経営する一般乗合旅客自動車運送事業の管理を他の一般乗合旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ。）の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

第2章 旅客運送

第1節 運送の引受け

(運送の引受け)

第3条 当局は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき
- (2) 当該運送に適する設備がないとき
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき
- (8) 旅客が第41条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき
- (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であつ

て、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき

(10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき

(11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき

（運送の制限等）

第5条 当局は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車する自動車の指定、乗車区間の制限をすることがあります。

2 当局は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）及び主たる停留所に表示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（乗車券類の所持等）

第6条 旅客は、所定の乗車券類（定期乗車券、回数乗車券をいう。以下同じ。）を所持しなければ乗車できません。ただし、乗車後当局の係員（委託する場合にあっては、受託者の係員を含む。以下同じ。）の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払うときは、この限りではありません。

第2節 乗車券類の発売と効力

（乗車券類の発売）

第7条 当局は、国土交通大臣又は地方運輸局長へ運賃を届け出て、乗車券類を営業所等において発売します。

2 当局は、定期乗車券以外の乗車券類を車内で発売することがあります。

3 当局は、第1項の規定にかかわらず、発売する乗車券類の種類、発売場所又は発売期間を指定することがあります。

4 当局は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に表示します。

5 当局は、地方運輸局長に届け出ることにより、指定した区間の乗車券類の発売における支払い方法を指定することがあります。

6 当局は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等及び主たる停留所に表示します。

（通学定期乗車券等の発売）

第8条 通学定期乗車券は、旅客が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所又は当局の指定する種類の学校に通学又は通園するものであることを証明する書類を提出したときに発売します。

（定期乗車券の使用方法）

第9条 定期乗車券を所持する旅客は、その通用区間内において、乗車し、又は下車することができます。

2 定期乗車券を所持する旅客は、その通用期間内において、その使用回数を制限されません。

（乗車券類の通用期間）

第10条 乗車券類の通用期間は、券面表示のとおりとします。

2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、第 33 条の規定による場合を除いて、通用期間を制限しません。

(乗車券類の呈示)

第 11 条 旅客は、当局の係員が乗車券類の点検のため、乗車券類の呈示を求めたときは、これを拒むことはできません。

(身分証明書等の所持)

第 12 条 第 8 条又は第 21 条の規定により発売された乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当局の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これを拒むことはできません。

2 前項の書類を所持せず、又は呈示を拒んだ旅客は、当該乗車券を当該乗車について使用できません。この場合において、当局は当該乗車券を一時領置することがあります。

(途中下車の場合)

第 13 条 乗車券類を所持する旅客が、旅客の都合により乗車券面に表示された通用区間内で途中下車したときは、当該通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。ただし、乗換えその他特に定める場合は、この限りではありません。

(運送継続拒絶の場合)

第 14 条 乗車券類を所持する旅客が、第 4 条各号（第 5 号を除く。）の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、乗車券面に表示された通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。

(乗車券類の無効)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する乗車券類は、無効とします。

(1) 通用期間のある乗車券類で通用期間を経過したもの

(2) 券面表示事項の不明となった乗車券類又は券面表示事項をぬり消し若しくは改変した乗車券類

(3) 第 8 条の規定により発売された乗車券で、その記名人が使用資格を失ったもの

(4) 第 8 条の規定により発売された乗車券で、使用資格、氏名、年令、区間又は通学の事実を偽って購入したもの

(5) 身分又は資格を偽って発行された第 21 条に規定する運賃割引証等で購入した乗車券

(6) その他不正の手段により取得した乗車券類

2 当局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該乗車券類を一時領置することがあります。この場合において、当局が旅客に悪意があると認めたときは、当該乗車券類を無効とします。

(1) 通用区間のある乗車券類をその通用区間外に使用したとき

(2) 記名のある乗車券をその記名人以外の者が使用したとき

(3) 第 21 条に規定する運賃割引証と引換えに発売された乗車券を運賃割引証の記名人以外の者が使用したとき

(4) その他乗車券類を不正に使用したとき

(乗車券類の引渡し及び回収)

第 16 条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券類

を当局の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。

(1) 運送が終了したとき

(2) 第 13 条又は第 14 条の規定により運送が終了したものとみなされたとき

(3) 当該乗車券類が無効又は不要となったとき。ただし、第 33 条第 2 項の規定により無効となった場合においては、同条第 1 項に規定する払い戻しまたは引換えが行われたとき。

(特殊な乗車券類の発売)

第 17 条 当局は、地方運輸局長へ届け出たところにより、特殊定期乗車券その他の乗車券類を発売することがあります。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの約款の規定と異なる取扱いをするものについては関係の営業所等に表示し、又は当該乗車券類に記載します。

(乗車券類を所持しない場合の支払い方法の指定)

第 18 条 所定の乗車券類を所持せず乗車した旅客が、第 6 条ただし書きの規定により所定の運賃及び料金を支払うときは、あらかじめ当局が指定する区間においては、当局が地方運輸局長に届け出ることにより、その支払い方法を指定することがあります。

2 前項の区間及び支払い方法を指定したときは、その旨を関係の営業所等及び主たる停留所に表示します。

第 3 節 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第 19 条 当局が旅客から収受する運賃及び料金は、乗車時（定期乗車券においては当該乗車券の購入時）において国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出て実施しているものによります。

ICカード各種乗車券類(敬老特別乗車証 ICカード回数乗車券を除く。)については、初回発売時において乗車券発売額に加え、カード預かり保証金として 500 円を申し受けます。ただし、カードの返却時にはカードと引き換えに、預かり保証金の全額を旅客に返却します。

(小児の無賃運送)

第 20 条 当局は、旅客（6 歳未満の小児を除く。）が同伴する 1 歳以上 6 歳未満の小児については旅客 1 人につき 1 人を無賃とし、1 歳未満の小児については無賃とします。ただし、地域公共交通会議等において合意された運賃及び料金として届け出た運賃を適用する運行系統においては、合意された適用方法とします。

(運賃の割引)

第 21 条 当局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。

(1) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規程により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所

定の運賃割引証を提出したとき及びその付添人が乗車するとき

(3) 児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のため乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき

2 前項の介護人又は付添人の割引は、当局において介護又は付添いの必要を認めた場合に限ります。

第22条 当局は、前条の規定により割引きをする場合を除き、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して運賃を割り引きます。

第4節 旅客の特殊取扱い

(旅客の都合による運賃及び料金の払戻し)

第23条 当局は、乗車券類を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたときは、旅客の請求により次の各号に規定する運賃又は料金の払戻しをします。

(1) 未使用の一日乗車券にあつては、通用期間内に限りその運賃額

(2) 未使用の紙製回数乗車券にあつては、当該回数乗車券の運賃額から、既使用券片を普通乗車運賃に換算した額を控除した残額

(3) 定期乗車券にあつては、通用期間前のものについてはその運賃額、通用期間内のものについては通用期間の始めの日から払戻しの請求があつた日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車として普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額

(4) ICカード回数乗車券にあつては、残額から割引相当額を差し引いた金額

2 前項にかかわらず敬老特別乗車証ICカード回数乗車券の払戻しは、本人の死亡・転出もしくは敬老特別乗車証を辞退した場合に限ります。

3 前各号の払戻しに際しては、次のとおりの手数料を申し受けます。

	手 数 料
一日乗車券	110 円
敬老特別乗車証ICカード回数乗車券を除く回数乗車券	210 円
定期乗車券、敬老特別乗車証ICカード回数乗車券	530 円

(割増運賃等)

第24条 当局は、旅客が次の各号のいずれかに該当するときは、その旅客から、その旅客が乗車した区間に対応する普通旅客運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金を申し受けます。

(1) 当局の係員が第11条の規定により乗車券類の呈示を求めたときに有効な乗車券類を呈示せず、かつ、当局の係員の請求に応じて運賃及び料金の支払いをしなかったとき

(2) 当局の係員が第16条の規定により乗車券類の引渡しを求めた場合にこれを拒んだとき

(3) 乗車券類を不正乗車の手段として利用したとき

(4) 所定の運賃又は料金を支払わないで乗車したとき

2 当局は、前項の規定にかかわらず、定期乗車券を所持する旅客が、第 15 条の規定によりその定期乗車券を無効とされたときは、その旅客から次の各号に規定する普通旅客運賃及びこれと同額の割増運賃を申し受けます。

(1) 通用期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したときは、券面表示の区間を発売の日からその事実を発見した日まで毎日 2 回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(2) 通用期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したときは、券面表示の区間を通用期間満了の日の翌日からその事実を発見した日まで毎日 2 回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(3) 定期乗車券を使用する旅客がその使用資格を失った後に使用したときは、券面表示の区間を使用資格を失った日からその事実を発見した日まで毎日 2 回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(4) 定期乗車券を使用して、その券面表示の区間以外の区間を乗車したときは、次の区分に従い計算した普通旅客運賃

イ 区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用したとき、その定期乗車券の通用期間開始の日（開始の日が異なるときは、その事実を発見した日に近い開始の日）からその事実を発見した日まで各定期乗車券の券面表示区間と券面表示区間以外の乗車区間を通じた区間を毎日 2 回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

ロ イに掲げる場合以外するとき、その乗車した区間に対応する普通旅客運賃

(5) その他定期乗車券に関し不正の行為を行ったときは、券面表示の区間を通用期間開始の日からその事実を発見した日まで毎日 2 回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(乗越し)

第 25 条 旅客は、あらかじめ、当局の係員の承諾を得たときは、前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する金額を支払い既に支払った運賃額に対応する区間を越えて乗車することができます。

(1) 定期乗車券又は乗継乗車券を所持する旅客については、その所持する乗車券の券面表示の区間を越えて乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金

(2) 前号の乗車券以外の乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額

(乗車券類の紛失)

第 26 条 旅客が乗車券類を紛失した場合において、当局の係員がその事実を認めることができないときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃及び料金を申し受けます。

(誤乗)

第 27 条 旅客が乗車券の券面表示の区間と異なる区間に誤って乗車した場合において、当局の係員がその事実を認めることができるときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃及び料金を申し受けた上、乗車券を有効に使用できるよう誤って乗車したことを証明する措置を講じます。

(誤講入)

第 28 条 旅客が停留所名の類似その他の事由によって、誤って乗車券類を購入した場合において、当局の係員がその事実を認めることができるときは、旅客の希望する乗車券類と取り換えます。この場合において、既に収受した運賃及び料金と正当な運賃及び料金を比較し、不足額は追徴し、過剰額は払い戻します。

(誤払い)

第 29 条 旅客が誤って運賃又は料金を支払った場合において、当局の係員がその事実を認めることができるときは、誤払いに係る金額を精算します。

(定期乗車券等の種類又は区間の変更)

第 30 条 当局は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券の種類又は区間を変更します。この場合においては、当局は、変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。

2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、又は払い戻します。この場合においては、530 円の手数料を申し受けます。

原券の券面表示の運賃額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

新券の券面表示の運賃額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B

通用期間（日数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C

残通用期間（日数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ D

$(A \times D / C) \sim (B \times D / C)$

(定期乗車券等の書換え)

第 31 条 当局は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券の書換えをします。この場合においては、530 円の手数料を申し受けます。

ただし、旅客の故意又は過失によらず不鮮明となったことによる書換えの場合はこの限りではありません。

(定期乗車券等の再発行)

第 32 条

(1) 当局は、旅客の紛失した定期乗車券については、再発行をしません。ただし、災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したとき、又は紛失により当局がやむを得ないと認めたときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。

この場合においては、原券は無効とし、530 円の手数料を申し受けます。

(2) 当局は、旅客の紛失した IC カード回数乗車券については、再発行をしません。

(3) 当局は、旅客の責に帰する破損等について、カード固有番号の識別が可能な状態でデータの読み取りが不可能な場合に限り、原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては 210 円の手数料を申し受けます。

(乗車券類の様式変更等の場合の取扱い)

第 33 条 当局は、乗車券類の様式変更その他当局の都合により既に発行した乗車券類を無効とするときは、次項の規定による表示を行ったうえ、旅客の請求により、同項の期間内において次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

(1) 次に掲げる金額の払戻し

イ 普通乗車券については、券面表示の運賃額又は料金額

ロ 回数乗車券については、次の算式により算出された金額

券面表示の運賃額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

総券片表示金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B

残券片表示金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C

$$A \times \frac{C}{B}$$

ハ 定期乗車券については、次の算式により算出された金額

券面表示の運賃額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

通用期間（日数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B

請求の日における残通用期間（日数）・・・・・・・・・・ C

$$A \times \frac{C}{B}$$

（２）既に発行した乗車券類と同一の効力を有する乗車券類との引換え

2 当局は、乗車券類を無効とする日の少なくとも1月前に、次の各号に掲げる事項を営業所等及び当該乗車券類に係る運行系統を運行する自動車内に表示します。

（１）乗車券類を無効とする日

（２）表示の日から無効とする日の少なくとも2月後の日までの期間内に限り前項に規定する取扱いをする旨

（運賃及び料金の変更の場合の取扱い）

第34条 旅客は、当局がその運賃又は料金を変更した場合において、その変更前に既に購入した乗車券類のうち、定期乗車券については、そのまま有効なものとして使用でき、その他の乗車券類については、券面表示額による新旧の差額を加算した場合に限り有効なものとして使用できます。ただし、前条の規定により、その乗車券類が無効となった日以後は、この限りではありません。

（再購入後の払戻し）

第35条 定期乗車券を再購入又は再発行後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について第33条の規定の例により払戻しをします。この場合においては、530円の手数料を申し受けます。

（運行中止の場合の取扱い）

第36条 当局は、当局の自動車が運行を中止したときは、その自動車に乗車している旅客に対して、その選択に応じ、次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。ただし、定期乗車券を所持する旅客については第1号から第3号までの規定を適用しません。

（１）券面表示額と既に乗車した区間に対応する運賃及び料金との差額の払戻し

（２）前号の払戻しを受けることができる証票の発行

（３）前途の区間を乗車することができる証票の発行

（４）その旅客の乗車停留所までの無賃送還

2 当局は、前項第4号の規定により無賃送還された旅客であって、次の各号に該当する者に対しては、当該各号の取扱いをします。

（１）紙製回数乗車券を所持する旅客に対しては、その選択に応じ、当該券片と引換えに、

当該券片に係る運賃額の払戻しを受けることができる証票又は券面表示の区間を乗車することができる証票の発行

(2) 乗車券類を所持しない旅客であつて運賃又は料金を支払ったことが明らかな者に対しては、その選択に応じ、既に収受した運賃若しくは料金の払戻しを受けることができる証票又は運賃若しくは料金に対応する区間を乗車することができる証票の発行

3 前2項の規定は、当局がその負担において前途の運送の継続又はこれに代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

4 前3項の規定は、第13条ただし書の規定により途中下車した旅客が、自動車の運行中止のため、その後の乗車をすることができなくなった場合に準用します。

第37条 当局は、当局の自動車が運行を中止したため、運行中止の区間に係る乗車券類を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により、次の各号に規定する取扱いをします。ただし、定期乗車券を所持する旅客に対する運賃の払戻しは、運行中止の期間が引き続き24時間を超える場合に限り行います。

(1) 運行中止の期間内において有効な未使用の乗車券(次号の乗車券を除く。)を所持する旅客に対しては、既に収受した運賃及び料金の払戻し又は乗車券類の通用期間の延長

(2) 運行中止の期間内において有効な定期乗車券を所持する旅客に対しては、その選択に応じ、運行中止日数に対応する乗車券の通用期間の延長又は次により算出された金額の払戻し

a 通用区間の全部について払戻しの請求があつた場合(cに該当する場合を除く。)

券面表示の運賃額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

通用期間(日数)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B

運行中止日数 $\left[\begin{array}{l} \text{運行中止の初日における} \\ \text{残通用日数を限度とする。} \end{array} \right]$ ・・・・・・・・ C

$$A \times \frac{C}{B}$$

b 通用区間の一部について払戻しの請求があつた場合(cに該当する場合を除く。)

券面表示の運賃額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

払戻しの請求をしない区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額・・ B

通用期間(日数)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C

運行中止日数 $\left[\begin{array}{l} \text{運行中止の初日における} \\ \text{残通用日数を限度とする。} \end{array} \right]$ ・・・・・・・・ D

$$\frac{A-B}{C} \times D$$

c 通用区間の全部又は一部について払戻しの請求があつた場合において請求

に係る区間の一部に乗車できる区間があるときは、運行中止の初日から払戻しの請求があった日までは乗車できる区間については乗車したものとみなし、通用区間の全部について払戻しの請求があったときにはaにより算出される金額から、通用区間の一部について払戻しの請求があったときにはbにより算出される金額から、それぞれ、乗車したものとみなした区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額を日割りにした金額に運行中止の初日から払戻しの請求があった日までの日数を乗じた金額を控除した残額

2 前項の規定は、当局がその負担において当該運送に代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。
(運賃の払戻し場所等)

第 38 条 当局は、本節の規定による運賃及び料金の払戻し又は乗車券類の引換え、取換え、書換え若しくは再発行を発売した営業所等において行います。ただし、関係の営業所等に表示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りではありません。
(端数の処理)

第 39 条 当局は、本節の規定により運賃及び料金の追徴又は払戻しをする場合は、10 円を単位として行います。この場合において、計算上生じた端数は四捨五入とします。

第 5 節 手回品

(手回品)

第 40 条 旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回品(旅客の携行する物品で当局が引渡しを受けないものをいう。以下同じ。)を無料で車内に持ち込むことができます。ただし、当局は、他の旅客の迷惑となるおそれのある手回品の持込みを拒絶することがあります。

(1) 総重量 30 キログラム以内の物品

(2) 総容積 0.25 立方メートル以内の物品

(3) 長さ 2 メートル以内の物品(ただし、競技用の弓道具についてはこの限りではありません。)

(手回品の持込み制限)

第 41 条 旅客は、前条の規定にかかわらず、第 4 条第 7 号の物品を車内に持ち込むことができません。

2 当局は、旅客の手回品の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

3 当局は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

4 当局は、旅客が第 2 項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第 1 項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

第 3 章 責任

(旅客に関する責任)

第 42 条 当局は、当局の自動車（委託する場合にあつては、委託を受けた者の自動車を含む。）の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当局及び当局の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当局の係員以外の第三者に故意又は過失のあつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当局の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限ります。

第 43 条 当局は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当局及び当局の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

（手回品等に関する責任）

第 44 条 当局は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当局又は当局の係員がその滅失又はき損について過失があつたときは、この限りではありません。

（異常気象時等における措置に関する責任）

第 45 条 当局は、天災その他当局の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

（旅客の責任）

第 46 条 当局は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当局が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

第 4 章 連絡運輸・共通乗車

第 1 節 連絡運輸

（連絡乗車券等）

第 47 条 連絡運輸による運送を利用しようとする旅客は、当局又は連絡運輸に係る運送事業者の発行する連絡運輸に係る乗車券類（以下「連絡乗車券」という。）を所持しなければなりません。

2 連絡乗車券は、当局の区間については、当局の乗車券類とみなします。

3 連絡乗車券を所持して当局の自動車に乗車する旅客に対しては、当局の区間については、当局の運送約款の規定を適用します。

4 当局は、前項の規定にかかわらず、当局の区間についても連絡運輸に係る他の運送事業者の約款を優先的に適用することがあります。この場合には、当局は、その旨を関係の営業所等に表示します。

第 48 条 連絡乗車券の通用期間は、券面表示のとおりとします。

（運賃及び料金）

（責任）

第 49 条 当局は、当局の運送のために連絡乗車券を所持する旅客に損害を与えたときは、第 3 章に規定するところにより、その損害を賠償する責に任じます。

第 2 節 共通乗車

(共通乗車券等)

第 50 条 当局の運行する自動車に乗車しようとする旅客は、当局の発行する乗車券類又は他の事業者の発行する当局との共通乗車に係る乗車券類（以下「共通乗車券」という。）を所持しなければなりません。ただし、乗車後当局の係員の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払う場合は、この限りではありません。

2 前項の自動車に乗車する旅客の所持する共通乗車券は、第 30 条の場合を除き、当局の乗車券類とみなします。

3 共通乗車券を所持して第 1 項の自動車に乗車する旅客に対しては、当局の運送約款の規定を適用します。